

★^そうご^う総合センターだより



かわにしし ぞうごう
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

平成31年(2019年)

ばしょ
場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

2

月号

かわにしし じんけんようごとし 川西市は「人権擁護都市」です。

じんけん ぶんか ちが
人権とは、文化などの違いにかかわらず、だれもが生まれながらに持つ権利であり、人間が人間らしく生きることには欠かせないものです。その人権をかばい守ることが人権擁護です。

かわにしし へいせい ねん
川西市は平成3年(1991年)2月28日に「人権擁護都市」を宣言しました。

い か かわにしし じんけんようごとし せんげん ぜんぶん
以下は「川西市人権擁護都市宣言」の全文です。この機会に人権を守り、人権尊重の輪を広げるにはどうすればよいのかを考えてみるのはいかがでしょうか。

かわにしし じんけんようごとし せんげん 川西市人権擁護都市宣言

ひと う
人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

わたし にほんこくけんぽう
私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

わたし みずか じんけん いしき たか じんけんそんちよう わ ひろ
私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

へいせい ねん
平成3年(1991年)2月28日 川西市

ぞうごう ぞうだん じぎょう 総合センターの相談事業

せいかつじんけんぞうだん
生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日 午前9時～午後5時

どなたでも相談・参加可能です

ほけんぞうだん
保健相談(市保健センター協力事業)

まいつき だい ずいようび
毎月 第1水曜日 午後1時30分～3時 2月6日 3月6日

ぞうだん がくしゅうかい
セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会です。

まいつき だい ちよくようび
毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時 2月28日 3月28日

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。